

意見書第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護の社会保障や地域公共交通の維持など、その果たす役割が拡大する中、人口減少対策や防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しており、これらに対応する人材確保や、これに見合う地方財政の確立は急務となっている。

こうした中、2019年度の地方財政計画においては、一般財源総額が過去最高となったが、保育の無償化など国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障関連経費をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が必要である。

近年、社会保障費の圧縮や地方財政の歳出削減が議論されているが、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の本来の役割であり、国の財政再建のためだけに、結果として不可欠なサービスが削減されることになれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

そのため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積り、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国においては、地方財政の充実・強化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
4. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月5日

延岡市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長